

## 横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業に関する評価委員会運営要綱

制定 平成 25 年 10 月 1 日 温調第 460 号（本部長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金及び当該基金事業に関する評価委員会条例（平成 25 年 9 月横浜市条例第 54 号。以下「条例」という）第 1 条の規定に基づき、横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業に関する評価委員会（以下「委員会」という）の組織、運営、その他必要な事項を定める。

## （担当事務）

第 2 条 委員会は、条例第 7 条に基づき、次に掲げる事項について審議し、及び評価する。

- 2 横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業の計画及び実績に関すること。
- 3 その他市長が必要と認める事項

## （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 環境・エネルギー・防災・福祉に関する事業に従事する者
  - (3) その他市長が必要とみとめるもの
- 2 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその任を解くものとする。
- 3 委員の解任または辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、市長は新たな委員を任命することができる。

## （会議の公開）

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- 2 委員会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 3 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 4 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(委員の責務)

第5条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。

ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

3 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。

ただし、横浜市が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、温暖化対策統括本部企画調整部調整課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。